退職後の医療保険(健康保険)制度について

退職時の留意点

公立学校共済組合員の方は、退職と同時に現在の資格を喪失し、被扶養者についても同時に資格を喪失します。そのため、退職後に新たな医療保険制度に加入する必要があります。

※ 資格喪失後の組合員証(被扶養者証)の誤使用を防ぐために、<u>退職後は速やかに組合員証(被扶養者証)等を返納してください。なお、引き続きフルタイム再任用職員等で神奈川県内の公立学校で勤務する場合(公立学校共済組合加入要件が継続する場合)は返納は不要です。</u>

組合員退職

⇒ 組合員証等※返納

⇒ 新たな医療保険加入手続が必要

2 退職後に加入可能な保険制度

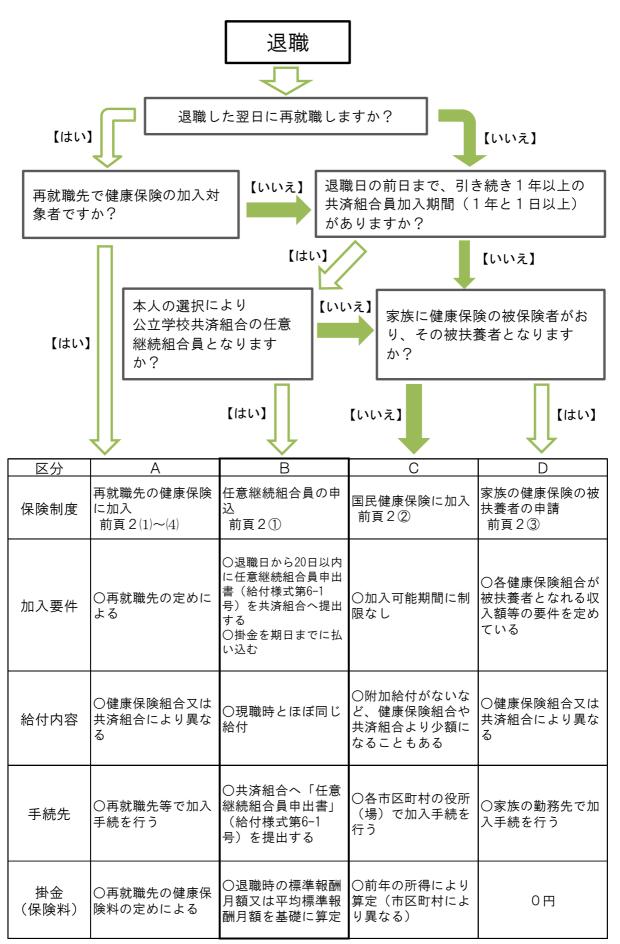
〈再任用(再就職)先で加入する医療保険制度〉

	再任用 (再就職先)	加入できる保険	手続等
(1)	神奈川県内の公立学校のフルタイム再任用職員、臨時的任用職員	公立学校共済組合	【手続】再任用先の所属で行う。 組合員証等の返納は不要。 短期給付(医療保険)や掛金の払込方法は、現職時と同様。
(2)	短時間再任用職員等 (週29時間勤務) 中小民間企業再雇用 (再就職)	掌健康保険 【協会けんぽ】	【手続】再就職先で行う。 ※週20時間未満、2か月未満の勤務の場合は加入不可。 公立学校関係の所属や県・市町村教育委員会関係の所属で会計年度 任用職員として再雇用された場合、雇用条件によって加入すること になります。加入要件は、再就職先で確認が必要。
(3)	大手民間企業等	組合管掌健康保険 【組合健保】	【手続】再就職先で行う。 大手企業が独自に設立している健康保険。
(4)	市町村教育委員会、 市町村・知事部局、 国、国立大学法人、 私立学校等の常勤職 員	該当の共済組合	【手続】再雇用の勤務先で行う。

〈御自身で加入する医療保険制度〉

対象となる場合等	加入できる保険等	手続等		
○再任用(再就職)	①公立学校共済組合	【要件】公立学校共済組合に退職日の前日までに1年以上加入している。(継続して1年と1日以上の加入歴があること) 【手続】公立学校共済組合へ「任意継続組合員申出書」(給付様式第6-1号)を退職後20日以内に提出。(提出期限を超えた場合は加入できません。)※別途通知する期限までに提出した場合は、退職日までに任意継続組合員証を発行します。 【掛金(保険料)】退職時の標準報酬月額又は平均標準報酬月額が算定の基礎となる。※被扶養者分の掛金の加算はありません。		
先で医療保険に加入 できない場合 (週20 時間未満で勤務等) ○自営業者等職場の 健康保険に加入でき ない場合	②国民健康保険	【手続】市区町村の役所で行う。 ※資格喪失証明書が必要となる場合があります。 ⇒資格喪失〔取消〕証明書発行願(給付様式第4-1号)を共済組合 へ提出してください。 【掛金(保険料若しくは保険税)】市町村民税額が算定基礎額となります。また、被扶養者という考え方がないため、退職まで公立学校共済組合で被扶養者であった方にも被保険者として掛金(保険料若しくは保険税)が発生します。		
	③家族の健康保険の 被扶養者の認定を受 ける	【手続】家族の勤務先で行う。 ※必要書類、給付内容等は各自で事前にお調べください。		

〈退職後の医療保険(健康保険)制度フローチャート〉



[※] Aは強制加入になり、B~Dはそれぞれの要件を満たしている場合に選択ができます。

3 任意継続組合員制度

この制度は、退職日まで引き続き組合員期間が1年と1日以上あった方が、任意継 続組合員となることを申し出た場合、退職後2年間、在職中とほぼ同様の短期給付を 受け、一部を除いた((3) 参照) 福祉事業を利用することができる制度です。 (地方公務員等共済組合法第144条の2参照)

(1) 任意継続組合員証(任意継続被扶養者証)の交付について

(給付様式第6-1号)任意継続組合員申出書(以下、 「申出書」という。)に必要事項を記入

退職(予定)時の所属所(受付印の押印要)

公立学校共済組合神奈川支部 給付グループへ提出 (退職日から20日以内)

掛金の振込依頼書を自宅へ送付

金融機関で掛金を納入

退職 (予定) 時の所属所 を経由して、「任意継続 組合員申出書」を給付グ ループに提出してくだ さい。

【申出期限】

令和3年4月19日(月) ただし、令和3年3月 31 日までに組合員証を 受領したい場合は

令和3年3月1日(月)

自宅へ「掛金振込依頼 書」を送付しますので、 金融機関で掛金を納入 してください。

掛金の入金確認後、「任 意継続組合員証 |を自宅 に送付します。

掛金入金確認後 ⇒ 任意継続組合員証を自宅へ送付

(2) 組合員期間

退職日の翌日から起算して、最長2年間

(申出により、資格喪失ができます。資格喪失日は原則、給付グループが任意継続 組合員資格喪失申出書及び還付請求書(給付様式第 6-2)を受理した日の翌月の 1日となります。ただし、再就職先で健康保険に加入した場合はこの限りではあ りません。)

(3) 給付等の範囲

ア 退職前とほぼ同様の短期給付(医療給付等)を受けることができます。ただ し、以下の給付は受けられません。(詳しくは、「4 任意継続組合員短期給付一 覧表」を確認してください。)

〈受けられない給付〉

- ・傷病手当金(※) ・傷病手当金附加金 ・出産手当金(※)

- ・休業手当金
- 育児休業手当金
- · 介護休業手当金

- ※ 任意継続組合員の加入の有無に関係せず、傷病手当金と出産手当金に ついては、退職前に請求事由が発生し、勤務できない状況が継続してい る場合に限り、退職後から請求することで支給を受けることができます。 また、現在支給を受けている方も継続して支給を受けることができます。
 - イ 人間ドック事業の対象とはなりません。
 - ウレクリエーションガイドの配付はありません。(令和3年3月末まで利用可)
 - エ ベネフィット・ステーションの利用はできません。(令和3年3月末まで利用可)
 - オ 特定健康診査等を実施しています。(40歳以上 75歳未満の任意継続組 合員と被扶養者の方)

(4) 給付金の支給方法

提出された「申出書」の指定口座に振り込みます。

(5) 被扶養者の認定(扶養する)及び取消し(扶養を外す)

ア 認定する場合

〈在職中の被扶養者を継続して認定する場合〉

「申出書」の被扶養者の登録欄に該当者の氏名を記入してください。(記入されていない場合は継続して認定できません。)

〈新たに被扶養者の認定が必要な場合〉

給付グループに連絡してください。任意継続組合員資格取得後に手続 します。

○収入要件

被扶養者の収入:年額130万円(恒常的な<u>収入月額:108,334円</u>)未満である場合(障害を支給事由とする公的年金等を受けている者、60歳以上で公的<u>年金を受給</u>する被扶養者:年額180万円(恒常的な<u>収入月額:150,000円</u>)未満の場合)

イ 取消しする場合

〈就職や収入超過、死亡などで、取消事由が発生した場合〉

任意継続組合員被扶養者取消申出書(給付様式第 6-3 号)に必要な書類を添えて 給付グループに送付してください。

- ※ 任意継続組合員被扶養者証は、必ず返納してください。
- (6) 資格の喪失(地方公務員等共済組合法第144条の2第5項参照)

次のいずれかに該当する場合は、任意継続組合員の資格を喪失します。 また、<u>資格喪失直後の再加入はできません</u>。

- ア 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき。
- イ 掛金を払込期日までに払い込まなかったとき。
- ウ 他の健康保険の被保険者となったとき。 (退職後、間を空けて再就職し、再就職先で健康保険に加入できる場合も含む。) エ 死亡したとき。
- オ 任意継続組合員でなくなることを申し出たとき。 (国民健康保険に加入、家族の被扶養者となる場合等)

※ ウ~オに該当する場合は、所定の様式により資格喪失の申出が必要となります。なお、エの場合は、家族の方が申出をしてください。

公立学校共済組合の組合員の被扶養者となる場合でも、任意継続組合員の喪失手続は必要です。

(7) 掛金(保険料)

任意継続掛金には、<u>短期掛金と介護掛金</u>(介護保険第2号保険者:40 歳以上 65 歳未満の方)があります。

掛金は任意継続掛金の基礎となる額に掛金率を乗じて得た額が月額の掛金額となります。また、掛金は、在職中に事業主が約1/2負担していたため、事業主分を本人が負担することとなり、在職中と比較するとほぼ2倍になります。

加入した日の属する月に資格を喪失した場合は、加入月の掛金(1か月分)は徴収します。

なお、任意継続組合員が資格を喪失し、喪失した日の属する月以後の任意継続掛金が払い込まれている場合は、当該任意継続掛金を還付します。

ア 算定方法

任意継続掛金の算定の基礎となる額は、①か②のいずれか少ない額を標準とし、 掛金率を乗じて算定します。

- ① 退職時の標準報酬月額
- ② 平均標準報酬月額 410,000円(令和3年度適用)

1か月分の掛金の計算方法(掛金率:令和2年10月現在のもの)

任意継続掛金 の算定の基礎 となる額



介護保険第2号被保険者で**ある**組合員(40歳以上65歳未満の組合員)の掛金率

84. 20/1000+14. 98/1000=99. 18/1000 (短期) (介護)

介護保険第2号被保険者で**ない**組合員(40歳 未満又は65歳以上の組合員)の掛金率 **84.20/1000** (短期のみ)

【任意継続掛金の算定例】

平均標準報酬月額が任意継続掛金の算定の基礎額となる方で、その方が介護保険第2号被保険者の場合の1か月の掛金額

(短期) 410,000 円×84.20/1000 = 34,522 円 (円未満切捨て) (介護) 410,000 円×14.98/1000 = 6,141 円 (円未満切捨て) 合計 40,663 円

イ 掛金の払込みと払込期日

- a 前納払(割引あり) 6か月分又は12か月分を振込依頼書により払込み
- b 毎月払 (割引なし) 口座登録による自動振替

c 払込期日

資格取得時の月以外の掛金は前払

※ 自動振替による払込みの場合も該当月の前月に自動振替をします。

〈掛金が払込期日までに払い込まれなかった場合〉

任意継続組合員資格を取得することはできません。また、一旦取得 した後でも、掛金が未納になった場合は資格を喪失します。(自動振替 による毎月払の方で、口座登録をされなかった場合や口座の資金不足 などにより振替不能になった場合も同様)

なお、令和3年3月31日までに任意継続組合員証を受け取りたい方は、「5 令和3年3月31日までに任意継続組合員証を受領したい場合の事務の流れ」を参照してください。

ウ 掛金払込証明書の発行

「任意継続組合員掛金払込証明書」は、<u>払込まれた年の翌年1月中旬</u>に自宅へ発送します。

ただし、年末調整等で「任意継続組合員掛金払込証明書」を発送前に必要な場合は、任意継続掛金払込証明書発行願(給付様式第6-7号)を給付グループあてに郵送してください。

エ その他注意事項

- 平均標準報酬月額:毎年見直され、毎年11月頃に公表
- 掛金率:令和2年10月現在のもの

※令和3年度の掛金率:掛金決定通知書に同封する文書でお知らせ予定

- 任意継続組合員証の有効期限:資格取得日から2年間 ※2年目の掛金を払込みした方は2年目も同じく使用できます。
- 掛金の払込み:1年ごと

※払込方法は、申込み後の変更はできません。

	A 自動振替(みずほ銀行)		(みずほ銀行)			下心が接い及文はCCよとん。	
払込方法	В	6 自動振替(その他の金融機関)		C 前納(6か月)	' L	D 前納(12か月)	
			毎月	6か月ごと		12か月ごと	
	指定	指定口座からの自動振替					
	A みずほ銀行		行	「振込依頼書」等通知に示す手続きにて金融機関の窓口で一括 前納払(割引あり)※指定口座からの引き落しはできません。			
	В	B その他金融機関					
	Α •	В					
銀行での手続	指定した銀行(支店)の窓口に、「預金口座振替依頼書」を提出してください。 ●「預金口座振替依頼書」は「任意継続組合員申出書」を提出をされてから自宅に郵送します。 ●ゆうちょ銀行を御利用の方は、自動振替用に変換した情報(店名と口預金口座振替依頼書」に記入後、共済組合に送付してください。(詳しくは、ゆうちょ銀行の窓口で確認してください。)		順書」を提出してくださ 振替依頼書」は「任意継書」を提出をされてから ます。 行を御利用の方は、口 にも で換した情報)を「預組会 で換した記入後、共済組合 ださい。(詳しくは、ゆ	●振込依頼書で掛金を払込む場合、各金融機関の振込手数料は、ホームページ等で確認してください。			
	A	●みずほ針	銀行は毎月25日	令和3年3月31日(水)	あるいは神奈川	川支部の定める払込期日	
納 付日	B ●みずほ銀行以外の金融機関は 毎月20日 前納払のため、翌月分が引落しされ ます。 (20日、25日が土、日、祝日の 場合は、翌営業日)		め、翌月分が引落しされ 25日が土、日、祝日の	令和3年3月1日(月)までに、任意継続組合員申出書(給付様式第6-1号)を給付グループが受理できた組合員の方の掛金の割引率は最大となります。 令和3年3月2日(火)以降に受理した方は、割引率が若干下がります。(次の前納の割引についてを参照ください。)			
	*	任意継続排	卦金の種類は2種類です。	【短期掛金】【介護掛金	&】 (介護掛金	は40歳~64歳の方のみ)	
その他	をは書み B●振機座提、」し み替関振	融機関に 事合な と は 発 は 発 は が ま は る で く は る 望 く で く は の で さ の で る で る で る で る で る で る で る で る で る で	以外の金融機関から口座 る場合は、指定した金融 の手続終了後、「預金口」 の2枚目を共済組合へ	の算定の基礎となる場合 (1)3月31日までに納付し (3月1日までに任意継 共済組合へ提出した方) 【毎月払】40,663円(短 【6か月前納】 482,41 【12か月前納】 477,73 (2)4月1日以降に純意継 (3月2日以降に任意継 共済組合へ提出した方) 【毎月払】40,663円(短 【6か月前納】 483,20	報酬月額(410 (介護掛金あり た場合の毎年間で 続組合員 サ金) 2円(毎月14日で 0円(毎の年日本 た場合員 中出 た場合 サ出 期+介護掛金) 3円((1)の毎月	,000円)が任意継続掛金 り) り掛金額 書(給付様式第6-1号)を ×12か月=487,956円 り 5,544円お得) り10,226円お得) り掛金額 書(給付様式第6-1号)を	

4 任意継続組合員 短期給付一覧表

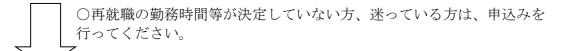
次の給付金については、請求手続が必要になりますので、給付グループに請求してください。

給付事由	給付名称	京水手続か必要になりますので、紹付ク 給付要件	給付額	必要書類等
	療養費	(1)やむを得ない事情により任意継続 組合員証を使用しないで医療機関で 受診したとき		●療養費請求書 ・診療報酬明細書 (レセプト) ・領収書の原本
本人の病気や負傷		(2)保険診療において、保険医が治療 上必要であると認めたとき ●関節用装具等治療用装具、小児弱 視等治療用眼鏡 ●はり師・きゅう師の施術を受ける ことを同意した場合 ●あんま・マッサージ・指圧師の施 術	規定に基づき共済 組合で算定した第 の7割 〔義務教育就学前 までは8割、70歳 以上の現な並所、70 者以外は8割、70歳 者以上現外は7割〕	★治療用装具 ・装具証明書等 ・領収書(原本)(内訳書含む) ・医師の同意書 ★はり師等 ・医師の同意書 ・療養費支給申請書 ・領収書(原本)
被扶養者の 病気や負傷	家族療養費	療養費と同じ		●家族療養費請求書 ・添付書類は、療養費に同じ
移送	移送費 家族移送費	任意継続組合員又は被扶養者の病状が重篤で、収容された施設で治療困難なため、医師の指示により緊急に別の病院又は診療所に収容を要する場合等	健康保険法に規定 する「算定の例」 により算定した最 も経済的な経路・ 方法により移送さ れた場合の旅費に より算定した額	●移送費・家族移送費請求書 ・移送に要した費用の証明書等
(II cohe	出産費 (同附加金)	任意継続組合員が出産したとき 出産のみでなく、妊娠85日以上で死 産及び流産についても対象となりま す。	420,000円 (産科医療補償制 度非加入の医療機 関等で出産した場 合 404,000円) 附加金 50,000円	●出産費請求書 ・直接支払制度に関して医療機関等と契約した際の書面の写し・医療機関等から発行される出産費用の内訳を記した領収・明細書の写し
出産	家族出産費 (同附加金)	被扶養者である家族が出産したとき 要件は出産費と同じ	420,000円 (産科医療補償制 度非加入の医療機 関等で出産した場 合 404,000円) 附加金 50,000円	●家族出産費請求書 (添付書類は出産費に同じ)
	埋葬料 (同附加金)	任意継続組合員が死亡したとき	50,000円 附加金 25,000円	●埋葬料請求書 ・遺族等に関する届出書 ・死体埋火葬許可書の写し ※被扶養者以外が請求する場 合、埋葬に要した費用に関する 証拠書類(葬儀領収書の原本 等)
死亡	家族埋葬料 (同附加金)	被扶養者が死亡したとき	50,000円 附加金 25,000円	●家族埋葬料請求書 ・死体埋火葬許可書の写し
	弔慰金	任意継続組合員が水震火災その他の 非常災害によって死亡したとき	任意継続掛金の算 定の基礎となる額 1か月分の額	● 甲慰金請求書 ・災害状況報告書 ・市区町村又は警察の事故証明 書等
	家族弔慰金	被扶養者が水震火災その他の非常災 害によって死亡したとき	任意継続掛金の算 定の基礎となる額 1か月分額の7割	●家族弔慰金請求書 ・弔慰金に同じ
災害	災害見舞金	非常災害により任意継続組合員及び被扶養者の住宅や家財に損害を受けたとき ※災害の程度により給付されない場合や現地調査が必要となる場合があります。	損害の程度により 任意継続掛金の算 定の基礎となる額 に0.5か月分から3 か月分を乗じた額	●災害見舞金請求書 ・災害状況報告書(住居・家財) ・市区町村又は消防署長の「り 災証明書」 ・被災状況のわかる写真

[※] 受けられない給付は傷病手当金、傷病手当金附加金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金です。ただし、傷病手当金、出産手当金は退職前に請求事由が発生している場合に限り、給付を受けることができます。

5 令和3年3月31日までに任意継続組合員証を 受領したい場合の手続等について

(給付様式第6-1号)任意継続組合員申出書(以下、「申出書」という。)に必要事項を記入して退職(予定)時の所属所長に提出する。(所属所の受付印が必要です)



所属所を経由して、**3月1日(月)までに給付グループへ**「申出書」を送付(必 着)してください。(共済組合が受理する日が受付日です)。



共済組合から自宅に送付するもの(3月11日頃)○全ての方に送付△対象者のみ送付

- 掛金決定通知書
- 振込依頼書(介護保険の被保険者ではない組合員は短期掛金分のみ)
- 手続の御案内
- △ 預金口座振替依頼書(掛金支払方法を自動振替で希望されている方のみ)



《本人が行う手続》 ※この手続は必ず行ってください。

- 〇 金融機関の窓口で、振込依頼書を使用して3月18日(木)までに掛金を払い 込む。
 - (3月18日までに払込みをされた方については、3月31日までに受領できるよう組合員証及び「任意継続組合員になられた方へ」という小冊子を送付します。)
- 〈<u>口座登録し毎月の**自動振替**を希望の方</u>〉(申出書のA及びBを選択された方)
- 口座振替登録に要する期間分(4~5月分)の掛金を振込依頼書等通知に示す 手続にて払込みをしてください。
- 〈6か月**前納**又は12か月**前納**を選択された方〉(申出書のC及びDを選択された方)
- O その全額を振込依頼書等通知に示す手続にて払込みをしてください。(金融機関で渡された領収書は年末調整等で利用できます。大切に保管してください。

(申出書のC及びD)前納を選択された方

自動振 替の方

「申出書」の掛金の払込方法が自動振替(掛金振込方法の記入が A 及び B) の方は、自動振替に必要な口座登録の手続を同封の「預金 口座振替依頼書」により金融機関で必ず行ってください。

○組合員証(被扶養者証)は、入金確認後に、自宅へ送付します。

(申出書のC及びD)前納(6か月又は12か月)選択された方

自動振替の方

〈<u>みずほ銀行を御利用の方</u>〉(申出書のAを選択された方)

〇 **口座が開設されているみずほ銀行窓口において、期限までに手続する。**その後、みずほ銀行の集約センターより共済組合に預金口座振替依頼書が送付され、手続が完了します。

〈みずほ銀行以外の金融機関を御利用の方〉(申出書のBを選択された方)

- ① 口座が開設されている金融機関の窓口において手続をする。
- ② 御自身で期日までに給付グループに「収納企業用 預金口座振替 依頼書」を提出する。
- ○<u>毎年、「収納企業用 預金口座振替依頼書」の提出がないために、</u> 口座登録できない方がいますので注意してください。



掛金の入金確認後、共済組合から自宅に送付するもの

・任意継続組合員証(被扶養者証) ・「任意継続組合員になられた方へ」



○任意継続組合員証(被扶養者証)は、<u>4月1日以降に使用</u>してください。 ○退職前の組合員証(被扶養者証)は、<u>4月1日以降は使用することはでき</u> ません。必ず、退職時の所属所に返納してください。

任意継続組合員の申出を取り消す事由が発生した場合には、掛金納入前と納入後では手続が異なります。

○掛金納入前に、申出を取り消す事由が発生した場合

→「予定任意継続組合員申出取消申請書」を提出してください。

○掛金納入後に、任意継続組合員の資格を取り消す事由が発生した場合

- →任意継続組合員証(被扶養者証)を早急に共済組合へ返納するとともに、任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書(給付様式第6-2号)※の提出が必要です。(資格喪失日の確認のため、再任用などの辞令や新しい健康保険証等の写しの添付が必要です。)
 - ※任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書(給付様式第6-2号)は、掛金納入後に送付します「任意継続組合員になられた方へ」という小冊子に添付します。

○3月2日から4月1日までに申出書を提出した方

上記と同様の流れですが、掛金決定通知書等を4月1日以降受付順に送付することになりますので、組合員証等の受取も4月1日以降になります。(ただし、組合員証等の資格取得日は令和3年4月1日になります。)

※ 各様式は、公立学校共済組合神奈川支部「様式ダウンロード」にも掲載しています。